

総 第 3 5 5 号
令和 2 年 5 月 1 5 日

各私立高等学校等設置者
各私立高等学校等専攻科設置者 様

島根県総務部総務課長
(公印省略)

「島根県私立高等学校等及び私立高等学校等専攻科奨学のための給付金」
制度の周知について (依頼)

本県の私学行政につきましては、平素から御協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、本県では、標記給付金について、島根県内に保護者等が在住し、生徒が島根県外の学校に在学している場合、保護者等が島根県へ直接交付申請を行うこととしております。

今年度は、専攻科の生徒への対象拡充に加え、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、新入生に対する前倒し給付及び家計急変世帯への支援を新たに実施することとし、受付を下記のとおり行っております。

つきましては、保護者等が島根県内に在住する生徒が貴校に在学しておられましたら、別添のリーフレット等を配布する等により、制度の周知に御協力賜りますようお願い申し上げます。

なお、今回の新入生に対する早期給付は、年度当初に特に負担の大きい新入生に対して、6月迄の3か月分の給付金の前倒し支給を行うもので、7月分以降については改めて申請を行っていただく必要があること、また、今回申請しない場合は、従来通りの7月1日を基準日とする申請で年額の支給が受けられることとなっておりますので、御留意願います。

記

1. 申請期限

- 新入生に対する前倒し給付申請 令和2年6月4日(木)まで
※申請のご案内が遅れてしまい申し訳ありません。もし期限までに提出が間に合わない場合は、下記連絡先までご連絡をお願いいたします。柔軟に対応させていただきます。
- 家計急変世帯の申請 (第1次) 令和2年6月30日(火)まで
※家計急変世帯の申請については、7月以降の申請受付も予定しています。
(追って通知を行います) **【裏面へ続きます】**

2. 提出先 〒690-8501 島根県松江市殿町1番地
島根県 総務部総務課 私学・県立大学室

3. 島根県HP（申請様式等ダウンロード掲載先）

「島根県私立高等学校等及び私立高等学校等専攻科奨学のための給付金について」

http://www.pref.shimane.lg.jp/education/kyoiku/shiritu/shiritu/shiritsu_shogaku_kyufukin.html

としております。

島根県 総務部総務課 私学・県立大学室

【担当】長谷川

TEL：0852-22-5015

FAX：0852-22-6168

E-mail：shigaku-kendai@pref.shimane.lg.jp